

2026年度末
をもって

手形・小切手の ご利用が廃止となります!!

政府は、**2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面電子化**の方針を示しています。
電子化に向けた対応が遅れると、資金決済に支障が生じる恐れがあります。
紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行のご対応を、至急お願いいたします。

電子化しないと生じてしまう、3つの「ない」



取引先と決済できない!

政府方針を受け、**紙の手形・小切手をやめる企業が年々増えています**。各事業者において「紙による取引方法の見直し」が迫られています。

手形・小切手を入手できない!

手形帳・小切手帳の発行を終了する金融機関が増えています。今後、手形等を入手することができなくなる恐れがあります。

手形の代金取立を依頼できない!

2027年4月以降を期日とする**期日管理が伴う代金取立や他行を支払地とする手形・小切手等の入金**を終了する金融機関が増えています。



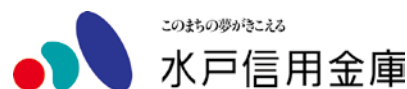
いま着手すれば、十分間に合います!

裏面を
ご覧ください!

電子的決済サービス※で経理業務をもっとラクに!!

※紙の手形・小切手の代替手段となる、「でんさい」またはインターネットバンキングなどを利用した決済サービス

詳細につきましては、茨城県内のお取引のある金融機関にご相談ください。



電子的決済サービスのご案内



株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット※)が
取り扱う電子記録債権です。

※でんさいネットは一般社団法人全国銀行協会の100%出資子会社です。

でんさいのご利用で 支払企業にも、受取企業にもメリットが！

支払企業



コスト削減

手形と異なり、印紙税は課税されません。
郵送料や手形用紙代もかかりません。



事務負担軽減

手形の振出し作業や郵送作業など、
支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、
災害にも強いです。

受取企業



コスト削減

領収書に係る印紙税は課税されません。
また、郵送料や取立手数料もかかりません。



事務負担軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは
不要です。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、
取立忘れもなくなります。



資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。
また、必要な分だけ分割して利用ができます。

さらに…



テレワークでも利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

でんさいで支払いたい 支払利用の流れ

利用の検討

- でんさいに切り替えた際の
コストメリット※を試算する
 - 支払条件等を検討する
 - 社内事務・会計システムを確認する
 - 利用について社内決定をする
- ※金融機関によって手数料は異なります。



▲
手形からでんさいに切り
替えた際のコスト比較を
試算できます。

取引先への案内

- 取引先にでんさい切替の案内状を発送する
- 取引先からの回答を取りまとめる

利用準備

- 取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- でんさいを取り扱う権限者等を設定する
- 社内事務・会計システムの整備を行う

支払開始

- 本格的にでんさいでの支払を開始する前に
親密先数社で利用してみる

STEP
1

STEP
2

STEP
3

STEP
4

でんさいで受け取りたい 受取利用の流れ

案内状が届く

- 取引先からの案内状で手形からでんさいへの
支払方法変更の内容であることを確認する

利用の検討

- でんさいに切り替えた際の
コストメリットを試算する
- 社内事務・会計システムを確認する
- 利用について社内決定をする



▲
手形からでんさいに切り
替えた際のコスト比較を
試算できます。

でんさい契約・回答

- 取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- 取引先に回答書を返送する

利用準備・受取開始

- でんさいを取り扱う権限者等を設定したのち、
受取を開始する

「でんさい」またはインターネットバンキングによるお振込など、お手続き上、ご不明な点がございましたら、お気軽に茨城県内のお取引金融機関へご相談ください。



地域社会での手形・小切手から電子決済への切り替えは、1社の取り組みだけでは実現できません。
電子決済が地域全体に浸透し広まるように、さまざまな組織が「電子化宣言」を行うことで、地域全体の相乗効果を高めていきます。